

墨田区消費者ニュース

平成28年6月発行 第115号

すみだ

すみだ

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



すみだ消費者センターの相談窓口では、平成27年度に1,975件の相談が寄せられました。そのうち全体の約3割(607件)が、主に通信サービスに関する相談となっています。これは、スマートフォンの普及で“いつでも”“どこでも”“簡単”にインターネットにアクセスできる環境となり、インターネット関連のトラブルが増加していることを示しています。

以下のようなトラブルなどに遭った場合は、消費者センターにご相談ください。相談内容によっては適切な専門機関を紹介するなどの対応も行っています。

こんなトラブルが起きています!!

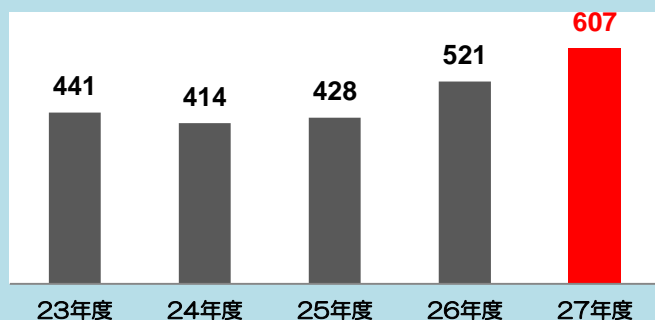
インターネット通販トラブル

「インターネットで注文した商品が届かない」、「届いた商品がニセモノだった」、「問い合わせようとしたが業者の連絡先がわからない」などの通販トラブル

架空請求トラブル

「知らないところから『有料デジタルコンテンツの料金が未納だ』とショートメールが送られてきた」などの架空請求トラブル

運輸・通信サービスの年度別相談件数(件)



ワンクリック請求トラブル

「興味本位でアダルトサイトを閲覧しようとしたら、突然会員登録をされて登録料金の請求をされた」などのワンクリック請求トラブル

1回のお試しで健康食品を購入したつもりが 定期購入だった?!

【相談事例】

インターネット広告で「健康食品お試し価格500円」のキャンペーンを見つけ購入した。商品が届いたので、同封されていた500円の振込用紙で支払いをした。商品を試してみたが、継続して買いたいとは思わなかったの
でそのままにしていた。

翌月、同じ商品と3,800円の振込用紙が届いた。驚いて販売業者に連絡
をすると、「お試し価格500円は、その後の1回3,800円を3回購入する
定期購入が条件である。キャンセルは今回を含めてあと3回商品を受け取ら
ないとできない。」と言われた。定期購入だと思わなかったので不満だ。

【アドバイス】

通信販売で、広告を見て一回限りの購入だと思って申し込んだが、実際は
定期購入に申し込んでいたというケースがあります。通信販売を利用する際
は、商品の特徴や価格だけではなく、最後まで広告をしっかりと読んで、購入
や返品
の条件などの確認をしてから購入しましょう。また、送られてきた商
品に同封されている書類などもしっかりと確認をしましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

